

## 評議員・役員等報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 江東ことぶき会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 江東ことぶき会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第15条及び定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、本規程は職員兼務役員には適用しない。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1及び定款細則第10条に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、定款細則第17条に基づき、報酬、退職慰労金等を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、その貢献度と実績により、役員等俸給表に基づき評議員会で決定し支給する。
- (2) 退職慰労金の支給について、評議員会が必要であると認めたときの支給額は、役員退職慰労金規程により評議員会で決定して支給する。

3 非常勤役員及び監事の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2及び定款細則第24条に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償額の旅費については、定款細則第10条及び定款細則第24条の場合を除き、支給しない。ただし、公共交通機関（鉄道・バス・航空機等）の正規運賃が5,000円以上の場合は、その請求書または領収書により実費を支給する。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年12月5日より施行する。

別表1 評議員の報酬

| 役職  | 報酬日額    | 年間報酬範囲   |
|-----|---------|----------|
| 評議員 | 15,000円 | 200,000円 |

別表2 非常勤役員及び監事の報酬

| 役職 | 報酬日額    |
|----|---------|
| 理事 | 15,000円 |
| 監事 | 15,000円 |

| 号俸 | 本俸月額      |
|----|-----------|
| 1  | 50,000    |
| 2  | 100,000   |
| 3  | 150,000   |
| 4  | 200,000   |
| 5  | 250,000   |
| 6  | 300,000   |
| 7  | 350,000   |
| 8  | 400,000   |
| 9  | 450,000   |
| 10 | 500,000   |
| 11 | 525,000   |
| 12 | 550,000   |
| 13 | 575,000   |
| 14 | 600,000   |
| 15 | 625,000   |
| 16 | 650,000   |
| 17 | 675,000   |
| 18 | 700,000   |
| 19 | 725,000   |
| 20 | 750,000   |
| 21 | 775,000   |
| 22 | 800,000   |
| 23 | 825,000   |
| 24 | 850,000   |
| 25 | 875,000   |
| 26 | 900,000   |
| 27 | 925,000   |
| 28 | 950,000   |
| 29 | 975,000   |
| 30 | 1,000,000 |
| 31 | 1,025,000 |
| 32 | 1,050,000 |
| 33 | 1,075,000 |
| 34 | 1,100,000 |
| 35 | 1,125,000 |
| 36 | 1,150,000 |
| 37 | 1,175,000 |
| 38 | 1,200,000 |
| 39 | 1,225,000 |
| 40 | 1,250,000 |
| 41 | 1,275,000 |
| 42 | 1,300,000 |
| 43 | 1,325,000 |
| 44 | 1,350,000 |
| 45 | 1,375,000 |
| 46 | 1,400,000 |
| 47 | 1,425,000 |
| 48 | 1,450,000 |
| 49 | 1,475,000 |
| 50 | 1,500,000 |
| 51 | 1,525,000 |
| 52 | 1,550,000 |
| 53 | 1,575,000 |
| 54 | 1,600,000 |
| 55 | 1,625,000 |

附則

1. 平成29年12月5日 施行

## 特別顧問 報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 江東ことぶき会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 江東ことぶき会（以下「本会」という。）の定款第28条に基づく特別顧問の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、本規程は職員兼務の者には適用しない。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (7) 特別顧問とは、定款第28条の本会の運営に必要と認められた者をいい、その就任と報酬は、その貢献度と実績により、役員等俸給表に基づき評議員会にて決定する。
- (8) 報酬等とは、報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (9) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 特別顧問に対しては、定款細則第18条に基づき、報酬、退職慰労金等を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する者及び本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける者には支給しない。

- (3) 報酬は、その貢献度と実績により、役員等俸給表に基づき評議員会で決定し支給する。
- (4) 退職慰労金の支給について、評議員会が必要であると認めたときの支給額は、役員退職慰労金規程により評議員会で決定して支給する。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号による特別顧問が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償額の旅費については、定款細則第10条及び定款細則第24条の場合を除き、支給しない。ただし、公共交通機関（鉄道・バス・航空機等）の正規運賃が5,000円以上の

場合は、その請求書または領収書により実費を支給する。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年12月5日より施行する。